

[特別募集]

特別募集住宅について、入居者を募集します。

特別募集住宅とは、前入居者において、室内で亡くなられた住宅です。

敷金、家賃は、同一住宅、同タイプの住宅と同じです。申し込みの際は、その旨をよくご理解の上、お申し込みください。

【注 意 点】 申込みは一世帯につき1住宅のみです。

住宅タイプに応じて、単身でも2人以上でも申込みできる住宅、2人以上が申込みできる住宅、単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申込みできる住宅を区分しています。

単身でも2人以上でも申込できる住宅に単身でお申込みの場合、募集案内書26ページの単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申込みできる住宅にお申込みの場合、募集案内書25ページの高齢単身者・身体障がい単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

また、一般住宅や別枠募集住宅と重複しての申込みはできません。

なお、抽選優遇制度については、他の募集区分と同様になります。

また、入居にあたっては、誓約書（前入居者において、室内で亡くなられた住宅であることへの了解及び入居後にこのことを理由に住替えなどの申請や異議を申し立てないこと）を提出していただきます。

車椅子使用者世帯（車椅子仕様住宅）【世帯区分コード：16】

【住宅仕様】 この住宅は、車椅子での部屋への出入りが可能で、流し台なども車椅子のまま使用できる特別な仕様になっています。

ただし、室内については和室や多少の段差など、車椅子での移動が難しい場合がございます。お尋ねになりたいことがありましたら募集係までお問い合わせください。

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格をすべて備え、次の（ア）（イ）のいずれかに該当し、現に車椅子を常時使用している方がいる世帯

（ア）身体障害者手帳を所持し、1級から4級までの方

（イ）戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

【注 意 点】 (1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用状況を確認するために、身体障害者手帳などの確認と簡単な面接を行います。

(2) 常時車椅子を使用する方がいない場合は申込みはできません。

(3) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。

また、一般住宅などで申し込む場合は一般仕様の住宅への入居になります。

(4) 流し台の高さが通常よりも低くなっています。

(5) 車椅子使用者の方が転出等された場合、住替えにご協力いただくため、連絡する場合があります。

車椅子使用者世帯（高齢者・身体障がい者仕様住宅）【世帯区分コード：16】

【住宅仕様】 この住宅は、住棟のアプローチがスロープで、室内の段差が低く、段差が少ない住宅です。
ただし、車椅子仕様住宅ではありませんので、室内については玄関や和室など多少の段差があります。
また、トイレ・台所・洗面所・浴室などは一般住宅と同じ仕様になっています。
お尋ねになりたいことがありましたら募集係までお問い合わせください。

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格をすべて備え、次の（ア）（イ）のいずれかに該当し、現に
車椅子を常時使用している方がいる世帯
（ア）身体障害者手帳を所持し、1級から4級までの方
（イ）戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

【注 意 点】 (1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用状況を確認するために、身体障害者手帳などの確認と簡単な面接を行います。
(2) 常時車椅子を使用する方がいない場合は申込みはできません。
(3) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。